

したがって、他の集団が税のみを支払っているのに対して、彼等が賃金に課せられる税以外によっても経済・景気政策に抛出させられているのは不当なことである。

社会保険への抛出金の代わりに、全ての所得者の社会的抛出金こそ、基本法で保証された社会的法治国家にふさわしいものであろう。

Karl Lücking, Hannover; Herkömmliche Finanzierung der sozialen Sicherung im sozialen Rechtsstaat nicht zeitgemäß; *Soziale Sicherheit (Zeitschrift für Sozialpolitik, Die Sozialpolitische Monatszeitschrift der Gewerkschaften)*, 19 Jahrgang Heft 4 (April 1970), S. 97~99.

(伊達隆英 健保連)

## 精薄児の就労問題と施設

(フランス)



フランス北部の Loos 市にある精薄児施設の精神科医 3 名による報告で、精薄児教育を将来の社会生活、職業生活の諸条件と対比させて考察している。中心となっているのは同施設での年間の試みの検討であるが、その他精薄者の就労に関する既存の調査報告を参照している。

報告されていることがらはほぼ次のように整理することができる。

- A. 精薄児（中度）の特質の検討（知的能力、精神的身体的条件、対人関係および社会生活、情緒的側面などについて、その限界と同時に可能性を検討している）
- B. 同施設の概要（経営主体：リール地方保健福祉活動協議会、現在の収容児童：

6~14歳、IQ 45~70、男子30名、女子25名、スタッフの構成：所長（精神科医、指導員、精神療法医、精神科医、内科医）、ソーシャル・ワーカーのほか親のグループが少しづつ参加している。

活動形態：入所から3ヶ月間を観察期間とし、児童のあらゆる側面について検討する、知能だけでなく種々の条件を考慮して5クラスに分ける。教育方法：1. 具体的な素材の利用、2. 集団授業と個別指導の併用、3. 児童の成長と社会生活への適応に必須のことがらに限定、の3点を考慮して各学科を教える）

- C. 精薄児の就労に関する調査報告（14報告をとりあげて検討）

#### D. 精薄児の特質と将来の生活の観点に立つ施設の再検討

ここでは、Dの内容を中心に著者の主張をまとめて紹介する。

精薄児施設のあり方についての著者の主張を要約すれば、精薄児（中度）の精神的身体的条件とその将来の生活を考慮するところから施設のあり方が決まるべきだということである。

精薄児（中度）のパーソナリティについては、精薄児であるために両親、家族、他人との対人関係が特殊性を帯びて、パーソナリティの発達に障害を受ける場合が多いと述べている。そしてそのために職業生活への適応も困難となると指摘している。

しかし、精薄児の諸能力については、従来の、普通児との比較による否定的な捉え方に対して、潜在的にもっている能力や、独特の発達様式を評価することにより積極的な捉え方ができると述べている。

就労への準備については、知能が低いために、成人としての生活のなかで要求されるこ

とがらを徐々に知らせ、それらに対応させていく必要があること、職場を選ぶ必要があることを述べている。

精薄児の将来の生活の設計については、最初は職につかせることが中心目標だったが、現在では社会に出すというところまで目標がひろがったと述べ、精薄者に対して保護から社会への適応へと、つまり個人の尊重を援助を基礎とする「精薄者の社会的独立」へと精薄者対策の目標が移行したと述べている。精薄児施設退所後のサービスの多様化、1968年1月の心身障害者法の改正をこの方向での新しい動きとして評価している。

こうした精薄者の社会生活、職業生活のための対策の最近の動きのなかで、精薄児施設の性格、機能も変化するということが著者をもっとも訴えたいことのように見受けられる。つまり、精薄児施設も、従来の消極的な役割でなく、職業をもった社会生活への適応という目標のための一資源となることができるはずだとの明かるい見通しを示そうとしている。

この、精薄児の社会生活への適応という目

標に到達するために精薄児施設は如何にあるべきかについて、著者はつぎのような提案をおこなっている。

まず、精薄児の社会適応を容易なものとするためには、関係官庁（公衆衛生省、教育省、労働者）や企業との密接な協力が必要である。精薄児施設は収容児童の将来の生活について早期から取り組むべきである。

精薄児施設がなすべきことは主として児童の適応能力を発達させることである。具体的なことからについて、直ちに日常生活に応用できるように実際的に教えるべきである。知的学習より生活上の必要への適応を重視すべきである。したがって16歳以上では学習のかたわら技術を教えることが非常に重要である。また、社会生活への適応のために必要な知識を学ぶこと、労働のリズム、報酬、時間の概念を覚えること、自己を知りコントロールできる力をつけることなどが考慮されねばならない。実際に多様な状況を経験させていくことによって能力が伸びていくこと、環境に少しずつ慣れていくことがこれらの精薄児の社会化にとって必要なことである、と。

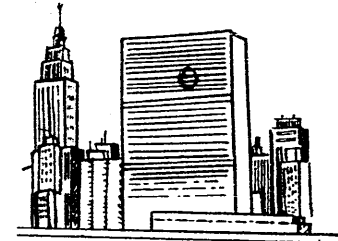
精薄児の能力や心理に影響を及ぼす要因のひとつとして、周囲の人々が精薄児を、その暦年齢ではなく精神年齢によって捉え、その段階におしこめ、固定しようとしてしまう傾向がみられるとの指摘がこの報告のはじめの部分（A精薄児の特質の検討）でなされていた。著者は中度精薄児の将来の社会生活に明かるい見通しを感じており、その経験をふまえてであろう、「精薄児施設は単なる収容施設ではなく独特の機能をもつ」「すべての人間を児童期から成年期に移行させていく大きな動きのなかに精薄児施設も加わっていかよう」とこの報告を結んでいる。

B, Dutoit-Desreumaux, Ph. Choteau and J.-P. Vermelle, Structuration de l'institut médico-pédagogique—en Fonction du devenir socio-professionnel du débil moyen, *Sauvegarde de l'enfance*, Jan., 1970, pp. 28~43.

(阪上裕子 国立公衆衛生院)

## 民間施設に対する貧困 基金の影響

(アメリカ)



「貧困との闘い」に関連して登場したいくつかの貧困防止立法は、従来の福祉サービスの在り方を変える可能性をもっている。この点を明らかにするために、ピッツバーグ、ペンシルバニア両州の16の民間施設をとりあげ、調査を行ない、1960年から1967年までの経済機会局 OEO の援助基金を受け入れることによって、これらの施設にいかなる変化をもたらされたか、また OEO 計画が、これらの変化を生むのに、いかなる役割を持ったかについて検討してみた。

この調査は、それぞれの施設のサービスの内容、クライアント、サービス提供機構とその技術、政策立案機関、施設財政などに焦点をあて、OEOの援助がこれらにいかなる影響

を与えたかをみることにした。

この調査は2つの方法を通じておこなわれた。すなわち、第1の方法は16の関係施設の施設長や職員、地域開発特定地域 (CAP) の協力者、同地域の市民委員会の委員といった人々など計209名を対象とした面接調査であり、主な質問項目は、異なる四時期における状況、起った変化、変化（または変化しない）の原因にわけておこなわれた。

第2の方法は、クライアント、職員、財政などについての各施設長の報告をもとに再検討するというものであった。選定された施設は、その施設の特殊な機能や、クライアントシステムが個人的であるか、あるいは集団的であるかなどを目安にして、次の4つのゲル